

総社市告示第80号

総社市臨時福祉給付金支給事業実施要綱（平成26年総社市告示第63号）の一部を次のように改正する。

平成26年9月19日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>別記（第2条及び第8条関係）</p> <p>1 略 （第4条関係）</p> <p>2 加算の対象者 支給対象者のうち、次のいずれかに該当する者には加算をする。</p> <p>① <u>平成26年4月の年金の特例水準解消の影響を受ける者（同年4月分又は同年5月分の次のいずれかの年金の受給者に限る。）</u></p> <p>ア～エ 略</p> <p>②～⑩ 略</p>	<p>別記（第2条及び第8条関係）</p> <p>1 略 （第4条関係）</p> <p>2 加算の対象者 支給対象者のうち、次のいずれかに該当する者には加算をする。</p> <p>① <u>次のいずれかの年金の平成26年3月分の受給権があり、かつ、同年4月の年金の特例水準解消の影響を受ける者（平成26年4月分又は同年5月分の年金の受給者に限る。）</u></p> <p>ア～エ 略</p> <p>②～⑩ 略</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。